

佐世保市認可外保育施設指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、認可外保育施設（以下「施設」という。）の実態の把握に努めるとともに、当該施設に入所している児童の安全かつ健全な保育環境を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものとし、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものとする。

(指導監督の基準)

第3条 前条の施設に対する指導監督は、別表に掲げる基準により行うものとする。

(届出)

第4条 施設を設置した者又は法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を取り消された者は、法第59条の2第1項の規定に基づき、事業の開始の日又は認可の取消の日から1月以内に、認可外保育施設設置届（様式1又は様式1-2）により、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定により届出を行った施設の設置者は、届出事項に変更があったとき又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、法第59条の2第2項の規定に基づき、変更にあつては、変更の日から1月以内に認可外保育施設事業内容等変更届（様式2）により、廃止又は休止にあつては、廃止又は休止の日から1月以内に認可外保育施設（休止・廃止）届出書（様式3）により、市長に届け出るものとする。

(届出の対象施設)

第5条 施設設置の届出対象施設は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2の規定による届出対象外施設を除いた施設とする。

2 前項に定める施設設置の届出対象施設以外の施設については、できる限りこの要綱に準じて施設設置の届出を求めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する届出対象施設が開設後1月を経過しても前条第1項の届出を行わないときは、文書により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。

4 市長は、前項に定める期限を過ぎても届出がないときは、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）に基づき、過料事件の手続を行うものとする。

(報告)

第6条 市長は、全ての施設の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）に対し、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める報告を求めるものとする。

(1) 市長が法第59条の2の5第1項の規定に基づき報告を求める場合
認可外保育施設運営状況報告（様式4又は様式4-2）

(2) 施設で事故等が生じた場合 事故報告（様式5及び様式5-2）

(3) 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所する児童がいる場合 長期滞在児報告（様式6）

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、法第59条第1項の規定に基づき、随時、報告を求めるものとする。

(調査結果による措置)

第7条 市長は、前条の規定による報告等により施設に問題点を発見したときは、速やかにその解消のための助言又は指導を行うものとする。

(立入調査)

第8条 市長は、施設について立入調査を実施するものとする。

2 立入調査は、次の表に定める施設区分について、同表に定める回数以上実施するものとする。

番号	施設区分	実施回数
1	届出対象施設	毎年1回
2	届出対象外施設	おおむね2年に1回

- 3 前2項の規定にかかわらず、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法による集団指導を毎年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。
- 4 市長は、第2項に掲げるもののほか、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときは、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を行うものとする。
- 5 立入調査に当たっては、必要に応じて、保育士、保健師、看護師等の専門的知識を有する者の同行を求めるものとし、防災上、衛生上の問題等がある場合には、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うものとする。
- 6 特別立入調査を除く立入調査については、事前に施設の設置者等に対し、文書で通知するものとする。
- 7 立入調査を行う職員は、法第59条第1項に定める身分を証明する証票を携帯するものとする。

（指導監督の措置）

第9条 市長は、立入調査等により施設に問題点を認めたときは、法及び認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の定めるところにより、改善に向けた指導を行うものとする。

- 2 軽微な事項については、口頭により指導を行うものとする。
- 3 改善を必要と認めるものについては、様式7により改善指導を行うものとし、おおむね1月以内の回答期限を付して、報告を求めるものとする。
- 4 前項の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されないとき又は改善の見通しが無いときは、法第59条第3項の規定に基づき、様式8により改善勧告を行うものとし、おおむね1月以内の回答期限を付して、報告を求めるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。

6 前2項の改善勧告を行ったにもかかわらず改善されないときは、法第59条第4項の規定に基づき、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表を行うものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第59条第5項の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議の意見を聴き、様式9により事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

(1) 前条第4項又は第5項の規定による改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき

(2) 改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき

(3) 乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質な違反があるとき

2 市長は、前項に規定する処分を行うときは、事前に当該施設の設置者等に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ様式10により、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分を行う理由を通知するものとする。

3 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合であって、あらかじめ佐世保市子ども・子育て会議の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

4 市長は、前項の規定による措置を行ったときは、佐世保市子ども・子育て会議に事後速やかに報告するものとする。

5 市長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表するものとする。

(自治体間の情報提供)

第11条 市長は、第9条に規定する改善勧告又は前条に規定する事業停止若しくは施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事(法第21条の5の26に規定する指定都市及び中核市並びに第59条

の4に規定する児童相談所設置市の長を含む。)に対し、その改善勧告又は事業停止若しくは施設閉鎖命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他参考となるべき情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する提供を求めることができる情報の範囲は、名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等（処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。）の基本的な情報に加え、次の各号に掲げる処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とする。ただし、次の各号に掲げる情報に当たる場合であっても、被害児童の氏名・住所などの被害児童を本人とする個人情報その他の提供を受けることにより被害児童の権利利益を不当に侵害するおそれのある個人情報は、被害児童のプライバシー保護の観点から提供を求めないものとする。

(1) 指導監督基準の該当箇所、当該基準に対する違反の内容、その事実認定のために必要最小限な証拠書類に係る情報。

(2) わいせつ行為や暴行等の「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものについては、その行為の内容に係る情報のうち、児童の生命及び心身の安全確保の目的に照らして必要最小限度の情報。

（台帳の整備）

第12条 市長は、第4条の届出、第6条の運営状況等の報告及び第8条の立入調査に基づき、認可外保育施設台帳（様式11）を整備するものとする。

（長期滞在児についての措置）

第13条 市長は、施設に24時間かつ連続して5日程度以上児童が入所していることを知ったときは、第6条第2項の規定により当該施設に報告を求めるものとする。

2 市長は、第6条第1項第3号又は前項に規定する長期滞在児について、施設に対し報告を求めるほか必要な調査を行い、速やかに必要な措置をとるものとする。

（情報提供）

第14条 市長は、第4条の届出、第6条の運営状況等の報告、第8条の立入調査等の状況及び第9条の改善指導を行った後の当該施設の状況等について、インターネットへの掲載又は窓口での閲覧等による情報提供に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月28日改正)

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則 (平成31年2月1日改正)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月20日改正)

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則 (令和2年6月1日改正)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日改正)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日改正)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

ただし、第11条の改正規定については、令和4年9月15日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月28日改正)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。